

城ノ前ポケットパーク 管理・活用協定書

道路管理者 神戸市
城ノ前ポケットパーク管理会
東灘山手地区土地区画整理事業施行者神戸市

城ノ前ポケットパーク 管理・活用協定書

道路管理者神戸市（以下「甲」という。）と城ノ前ポケットパーク管理会（以下「乙」という。）並びに神戸国際港都建設計画東灘山手地区土地区画整理事業施行者神戸市（以下「丙」という。）とは、乙の提案に基づいて丙が東灘山手地区土地区画整理事業により築造する、甲に帰属する道路（以下「市道」という。）のポケットパーク（以下「街園部」という。）の維持管理及び地域による活用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、市道の街園部の維持管理及び活用について定めることを目的とする。

（対象物件）

第2条 本協定の対象は、東灘区御影町御影字城ノ前地内に存する市道の街園部で、別添図面に示す範囲とする。

（維持管理等）

第3条 乙は、街園部の清掃、花壇の植花・散水等の日常の維持管理を行うものとする。ただし、樹木の剪定及び街路灯の維持管理については、丙が行うものとする。

2 乙は、街園部に、広告物その他これに類するものは、原則として掲出しないものとする。ただし、丙は、本協定の目的を達成するため、管理者名、案内標識その他当該物件の維持管理に必要なものについては、乙が設置することを承認する。

3 本条に要する費用は、第1項ただし書きに要する費用を除き乙の負担とする。

（施設等の設置）

第4条 丙は、当該物件の日常の維持管理に必要な施設（以下「施設」という。）及び地域住民の利用のためのベンチを設置する。

2 街園部の完成時、施設及びベンチの帰属は、丙から乙に引き継ぐこととする。

3 丙から乙への引き継ぎ後の施設及びベンチの設置については、丙が乙に対して、設置の承認又は占用の許可をする。

4 丙から乙への引き継ぎ後、施設及びベンチの維持管理に要する費用は乙の負担とする。

5 前条第2項に規定する物件の設置及び本条に規定する施設の設置並びにベンチの占有については無償とする。

（善管注意義務）

第5条 乙は、当該物件を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙及び丙は、本協定により、その責任と負担において当該物件を管理するものとし、当該物件の通常の使用に伴う事故により他人に損害を与えた場合には、その責は、維持管理区分に基づき、それぞれに帰するものとする。

(事故又は災害等の処理)

第 6 条 街園部で事故又は災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、乙は直ちに可能な範囲で措置を講ずるとともに、丙及び関係機関に通報し、相互に協力して処理するものとする。

(改築、改修及び修繕等)

第 7 条 丙は、この協定の締結時に存在しなかった事情により、市道又は街園部の構造又は位置を変更し、改築、改修又は修繕（以下「改築等」という。）を行う必要が生じたときは、丙が施行するものとし、乙は丙に協力するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙の都合により改築等を行うときは、乙が自己の負担において行うものとする。

3 前項の場合において、乙が改築等を行うときは、道路法第 24 条の規定に基づき、あらかじめ丙の工事承認の手続きを得なければならない。

(災害復旧)

第 8 条 前条の規定にかかわらず、当該物件が災害を受けた場合の復旧については、乙丙協議の上、丙が行うものとする。ただし、乙の設備等については、乙が行うものとする。

2 緊急を要するため相互に協議できない場合は、丙は、応急復旧工事その他必要な応急措置を講じ、事後に乙に通知するものとする。

3 前項の場合において、乙は、丙に対し、乙の占用物件及び施設の除去に対する求償権を有しない。

(権利義務の譲渡及び承継)

第 9 条 乙は、本協定によって生じる権利又は義務（以下「権利等」という。）を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(禁止行為)

第 10 条 乙は、次の各号に該当する行為を一切してはならない。ただし、乙の申し出により、丙が承諾する場合は、この限りではない。

当該物件の全部又は一部を第三者に転貸又は本協定の目的以外で使用させ、或いは本協定上の権利等を譲渡する行為

地域の合意形成ができない行為

もっぱら営利を目的とした行為

反社会的行為又は公序良俗に反する行為

その他道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路交通の確保その他道路の管理上支障を及ぼす行為

(協定の解除)

第 11 条 乙又は丙は、それぞれの事情により、丙又は乙に対し本協定の解除を申し出ることができるものとする。

2 丙は、前項の規定に関らず、次の各号に定める場合には、本協定を解除することができる。乙に対し原状回復を命じ、又は丙が損害を被った場合は賠償請求をすることができる。

乙が丙の承諾を得ることなく前条に定める行為を行った場合

乙が街園部の維持管理をできない状況が継続すると判断される場合

その他乙が本協定に違背したと認められる場合

(管理の引き継ぎ)

第 12 条 丙は、将来の甲への公共施設の引き継ぎの支障とならないよう、本協定に基づく許可又は承認等を行おうとする時は、あらかじめ甲と協議の上、道路法その他関係法令等に当たって行わなければならない。

2 換地処分後、甲が丙より市道施設の引き継ぎを完了し、道路法第 18 条第 2 項の規定により道路の供用を開始した日から、丙の地位は甲に継承する。

(疑義の解決)

第 13 条 本協定に定めのない事項、その他本協定に関して疑義が生じた場合、甲、乙、丙は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

この協定締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、各 1 通保有するものとする。

平成 19 年 8 月 20 日

住 所 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

甲 道路管理者 神戸市

氏 名 代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

住 所 神戸市東灘区御影町郡家字下山田 8 5 - 1

乙 城ノ前ポケットパーク管理会

氏 名 代表者 相 徳 良 太

住 所 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

丙 神戸国際港都建設計画

東灘山手地区土地区画整理事業施行者 神戸市

氏 名 代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

位置図 S=1:2500

